

普通保険約款及び施設所有管理者特約条項は契約する保険会社のものを使用するものとする。

道路追加条項（施設所有管理者特約条項）

（施設及び業務）

第1条 この追加条項において、施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」という。）第1条（事故）の「保険証券記載の施設もしくは設備」とは「被保険者が所有、使用又は管理するすべての道路」をいい、「保険証券記載の業務」とは「道路の維持管理」をいいます。

（道路の定義）

第2条 この追加条項において、「道路」とは次に掲げるものをいいます。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路。なお、道路とは、路面本体とトンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター、横断歩道橋等道路と一体となってその効用をまっとうする施設又は工作物をいう。
- (2) 道路法第2条第2項または道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3に規定する道路の附属物
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に規定する「道路」および「橋梁」
- (4) 前号の附属物。これは、道路法第2条第2項または道路法施行令第34条の3の規定を準用するものとします。この場合において、同法および同法施行令中「道路管理者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとします。

（道路台帳及び変更通知）

第3条 当会社及び被保険者は、被保険者が所有、使用または管理する道路について、その場所、総延長等を明示した書類を保管しておくものとします。

- 2 当会社は、必要に応じて被保険者に対し前項の書類の閲覧を求めることができるものとします。
- 3 被保険者は、この保険契約の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中の道路延長の異動が、保険期間の開始日における道路の総延長の10%を超えた場合に限り、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）第8条（通知義務）第1項第2号の規定に基づく当会社への通知を行わなければなりません。

（保険金額および免責金額）

第4条 この保険契約の保険金額および免責金額は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとします。

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| (1) 対人賠償保険金額 | 1名につき | 3,000万円 |
| | 1事故につき | 5億円 |
| (2) 対物賠償保険金額 | 1事故につき | 1,000万円 |
| (3) 免 責 金 額 | 対人賠償・対物賠償とも無し | |

（保険料の収受）

第5条 本保険契約の保険料を被保険者は、保険始期日の前日までに支払うものとします。

(当会社の支払責任)

第6条 当会社は、特約条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)の規定にかかわらず、被保険者が道路法第2条に規定する「道路用エレベーター」（以下「昇降機」といいます。）の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

2 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧まで（前条で適用を除外しているものを除きます。）及び特約条項第2条（免責）(1)から(2)までに掲げる損害（第6条第1項において保険金を支払う旨定めているものを除きます。）のほか、被保険者が次の(1)及び(2)に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反した昇降機の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- (2) 昇降機の設置、改造、修理、取り外し等に起因する賠償責任

(アジャスターの派遣)

第7条 車両事故の場合に損害額が20万円を超える見込みの場合に、当会社はアジャスターを修理工場へ派遣し、損害を調査するものとします。調査終了後、その調査結果を被保険者へ送付するものとします。

(解決への協力)

第8条 損害賠償事務について当会社は、必要に応じ事故に関する調査や適切な助言を被保険者に行うものとします。当会社は事案の解決に向け被保険者に協力するものとします。

(弁護士への委託)

第9条 被保険者は次に掲げる場合に、当会社の承認を得て弁護士に交渉を委任することができるものとします。その費用は普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）第1項第4号の「費用」に含まれるものとします。

- (1) 示談交渉（結果として契約者に賠償責任が発生しない場合を含みます。）に際し、被害者またはその関係者から被保険者の職員に対して暴言、脅迫、暴行またはそれらの類似行為があった場合
- (2) 示談交渉に際し、被保険者の職員だけでは対応が困難な場合

(個人情報の保護)

第10条 当会社は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を遵守します。

(普通約款等との関係)

第11条 この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しない限り、普通約款、特約条項及びこの保険契約に付帯する他の追加条項の規定を適用します。